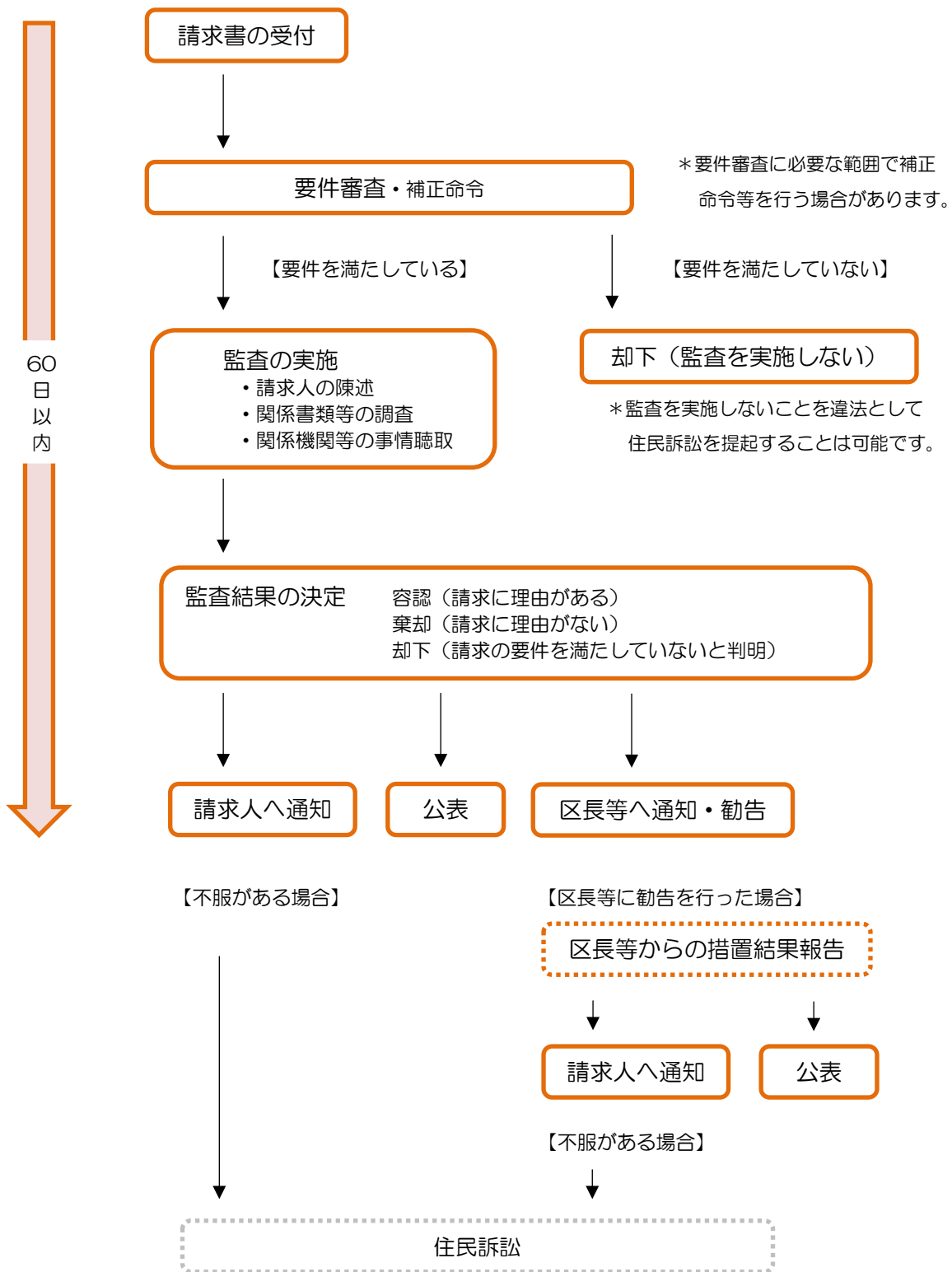


# 住民監査請求 手続の流れ



\* 要件審査は請求人の住所、請求期間、請求事項が区の財務会計上の行為又は怠る事実を対象として具体的に特定されているか等について行います。

\* 監査結果又は区長等の措置内容に不服がある場合等は住民訴訟を提起できます。また、監査を実施しない場合（請求の却下）も住民訴訟を提起することは可能です。なお、住民訴訟については出訴期間が定められています（地方自治法第242条の2）。